

第 3 期
南知多町子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

令和 7 年 3 月
南 知 多 町

1 計画策定の背景

核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

本町においても、国の「こども基本法」や、法律に基づいた取組の考え方が示された「こども大綱」（令和5年12月22日）の考え方を踏まえて、すべての子どもが尊重され、健やかに育ち、幸せに生活できる町の実現を目指していきます。

2 計画策定の趣旨

本町においては、「子ども子育て支援法」に基づき平成27年3月に「南知多町子ども・子育て支援事業計画※」を、続く令和2年3月には、「第2期 南知多町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童福祉や母子保健など子ども子育て支援を推進してきました。

この度、「第2期南知多町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第3期南知多町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政期間などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、南知多町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

4 計画の期間

本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。また、必要に応じて、見直しを行うなど、弾力的な対応を図ります。

5 南知多町の状況

(1) 人口の状況

① 年齢別就学前児童数の推移

本町の0歳から5歳の子ども人口は、平成27年以降減少しており、令和6年4月現在で318人となっています。

特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



資料: 住民基本台帳(各年3月末現在)

② 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向にあり、令和6年4月現在で555人となっています。

どの年齢も減少しています。

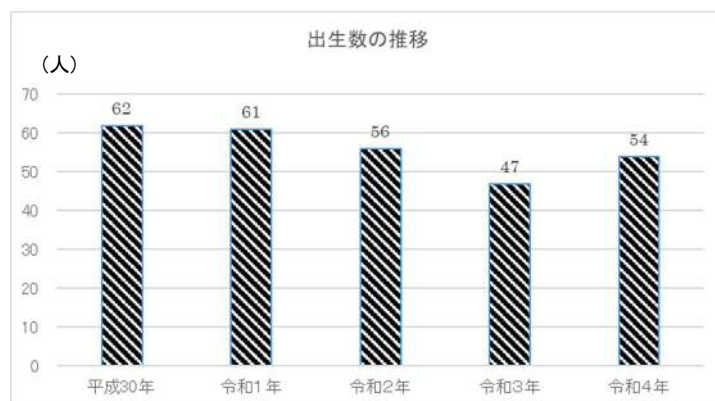


資料: 住民基本台帳(各年3月末現在)

(2) 出生の状況

① 出生数の推移

本町の出生数は年々減少傾向にあり、令和4年で54人となっています。

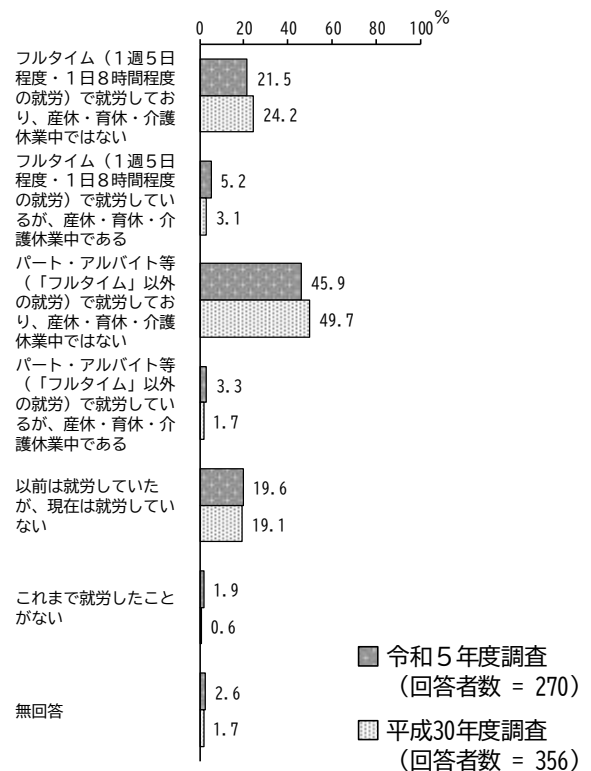


資料: 愛知県衛生年報

(3) アンケート調査結果からみえる現状

① 母親の就労状況

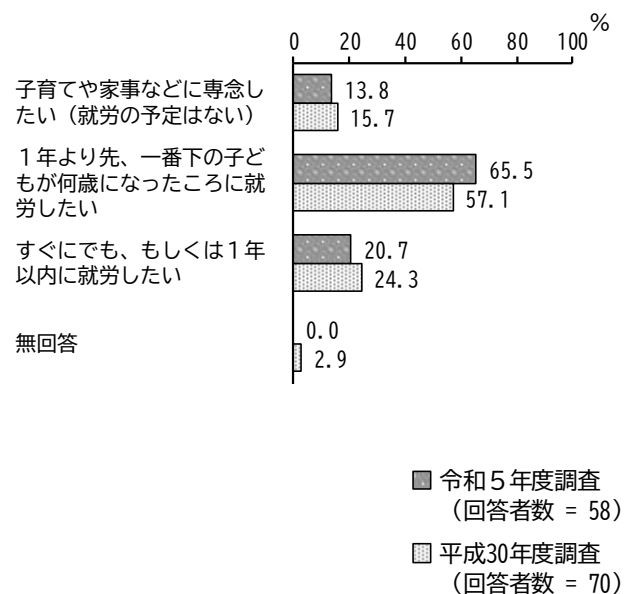
「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が45.9%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が21.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が19.6%となっています。



② 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したい」の割合が65.5%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が20.7%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が13.8%となっています。

前回調査と比較して、「1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したい」の割合が増加しています。



6 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策項目]

[事業]

みんなで
かがやかそう
子どもの笑顔

1 子育て支援
サービスの
充実

子育て支援
サービスの充実

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①放課後児童健全育成事業
- ②子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ③地域子育て支援拠点事業
- ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ⑤利用者支援事業
- ⑥妊産婦に対する健康診査
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業
- ⑨乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑪多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

2 母と子の
健康づくり

母と子の健康の
保持・増進

【母子健康推進に係る事業】

- ①妊婦・乳幼児健康診査
- ②育児等相談支援
- ③産後ケア事業

【子育て支援に係る事業】

- ①産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保

3 保育・教育
の環境づくり

1 教育・保育
の一体的な
提供の推進

【教育・保育】

- ①1号認定（認定こども園及び幼稚園）
- ②2号認定（幼稚園）
- ③2号認定（認定こども園及び保育所）
- ④3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）〔0歳〕
- ⑤3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）〔1・2歳〕

2 保育所と小
学校、中学
校との連携
の推進

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①時間外保育事業
- ②一時預かり事業
- ③病児・病後児保育事業
- ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

4 子育てと
仕事と両立
できる環境
づくり

労働者の職業
生活と家庭生活
との両立に必要
な雇用環境の
整備に関する
施策との連携

（1）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

（2）働きやすい職場環境の整備

5 社会全体
で、質の高
い教育・保
育や
子育て支援
の提供

要保護児童等へ
のきめ細やかな
対応

（1）児童虐待防止対策の充実

（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

（3）障がい児施策の充実等

（4）子どもの貧困対策

7 基本目標・施策の方向性

基本目標 1 子育て支援サービスの充実

基本施策（１）子育て支援サービスの充実

本町は、一人ひとりの子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域子ども・子育て支援事業を実施するとともに、その他の子ども・子育てを支援していきます。

少子高齢化にともなう核家族化の進展、また共働き家庭の増加を背景に、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策による基盤整備を図り、充実した子育て支援体制づくりに努めます。

特に低年齢児については、希望する保護者が産後の休業及び育児休業満了時等から円滑に利用できるよう、情報提供や相談体制を整えます。現状、保育人材の確保などの課題はありますが、今後も保育の質の向上、保育士の専門性の向上などに取り組みます。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費助成などを行うとともに、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

【 主な取り組み 】

- ・ 保育所における通常保育事業 ・ 保育所及び子育て支援センターLINE公式アカウントによる情報配信
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 医療費助成 ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

基本目標 2 母と子の健康づくり

基本施策（１）母と子の健康の保持・増進

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、様々な支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠時期

からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、食に関する情報提供や学習機会の充実を図り、適切な歯みがきの仕方やよく噛むことなど、歯と口腔の健康づくりの情報を周知し、むし歯・歯周病予防対策を進めていきます。フッ化物の応用によるむし歯予防対策を推進します。

さらに、思春期の保健対策として、生命の誕生と性、性感染症等に関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発等に対する取り組みについては、学校教育の場以外においても、関係する機関の連携で実施する方法等について検討していきます。

【 主な取り組み 】

- ・ 母子健康手帳の交付と妊婦健康相談
- ・ 妊婦・産婦・乳児健康診査
- ・ 3 か月児乳児健康診査
- ・ 1 歳 6 か月児健康診査
- ・ 3 歳児健康診査
- ・ すこやかオンライン相談・産後ケア事業

基本目標 3 保育・教育の環境づくり

基本施策（１）教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、町の特徴を活かした教育を推進します。

多様化する幼児教育・保育のニーズに対し、少子化の影響もあり幼稚園や保育所といった既存の制度の枠組みだけでは、必ずしも柔軟な対応が困難な場合があります。こうしたニーズに適切かつ柔軟に対応するため新たなサービス提供の枠組みを示す必要があり、地域の幼児教育・保育のニーズに対して、既存の幼稚園や保育所の機能の拡充、組合せ・連携の強化等により対応することとなります。

【 主な取り組み 】

- ・ 保育所における延長保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[再掲]

基本施策（２）保育所と小学校、中学校との連携の推進

それぞれの学校段階の特質を踏まえつつ、幼児・児童・生徒がその間の段差を乗り越え、移行が円滑に行われるように接続を図ることが重要とされています。特に、幼稚園教育と小学校低学年段階の教育においては、幼稚園と小学校が連携し、幼児期にふさわしい主体的な遊びを中心とした総合的な指導から、児童期にふさわしい学習等の指導への移行を円滑にし、一貫した流れを形成することが重要です。

多くの時間を過ごす教育・保育の場で、子どもの育ちを保障していくため、保育所・小学校・中学校が連携した質の高い教育（保育）の充実を図るとともに、学校教育の充実だけではなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図ります。

基本目標 4 子育てと仕事が両立できる環境づくり

基本施策（１）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、啓発のみではなく、働き方の見直しに向けた様々な取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

② 働きやすい職場環境の整備

働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、多様な保育サービスの展開や子どもたちが放課後を安心して過ごせる施策など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。

基本目標 5 社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供

基本施策（１）要保護児童等へのきめ細やかな対応

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難を伴う場合があることが指摘されています。

子どもに関わる様々な機関や地域が連携して子ども虐待の早期発見、早期対応に取り組み、また、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

1. 発生予防、早期発見、早期対応等

子どもが安心して生活できるよう、児童虐待（障がい児を含む）の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進するとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。

2. 社会的養護施策との連携

児童虐待や養育困難など、何らかの事情により家庭で生活できない子どもたちのために、県と連携して、社会的養護施策となる養育家庭（里親制度）の普及を図り、多くの人に知ってもらえるよう、広報活動を行っていきます。

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

③ 障がい児施策の充実等

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。また、そのサービス内容に関して積極的かつわかりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。

④ 子どもの貧困対策

生活困窮・養育困難な家庭に対する支援の充実に努めます。

8 子どもの人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を令和6年4月1日時点の住民基本台帳の人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、今後も減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	40	39	38	37	37
1歳	38	40	39	38	37
2歳	47	38	40	39	38
3歳	54	47	38	40	39
4歳	49	54	47	38	40
5歳	64	49	54	47	38
6歳	63	64	49	54	47
7歳	80	63	64	49	54
8歳	82	80	63	64	49
9歳	84	82	80	63	64
10歳	111	84	82	80	63
11歳	97	111	84	82	80
合計	809	751	678	631	586

9 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

区分		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	32人	29人	26人	24人	22人
	確保の内容	32人	29人	26人	24人	22人
2号認定 (保育)	量の見込み	135人	121人	113人	101人	95人
	確保の内容	195人	195人	195人	195人	195人
3号認定 (2歳児)	量の見込み	38人	30人	32人	31人	30人
	確保の内容	52人	52人	52人	52人	52人
3号認定 (1歳児)	量の見込み	25人	25人	25人	25人	24人
	確保の内容	30人	30人	30人	30人	30人
3号認定 (0歳児)	量の見込み	8人	8人	8人	8人	8人
	確保の内容	8人	8人	8人	8人	8人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容

区分		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外 保育事業	量の見込み	889 人	813 人	779 人	727 人	697 人
	確保方策	889 人	813 人	779 人	727 人	697 人
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	41 人	41 人	41 人	41 人	41 人
	確保方策	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
子育て短期 支援事業	量の見込み	16 人日	14 人日	13 人日	12 人日	11 人日
	確保方策	—	—	—	—	—
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	4,387 人回	4,107 人回	4,107 人回	4,001 人回	3,931 人回
	確保方策	4,387 人回	4,107 人回	4,107 人回	4,001 人回	3,931 人回
		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
一時預かり事業 (幼稚園)	量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
一時預かり事業 (その他)	量の見込み	262 人日	239 人日	229 人日	214 人日	205 人日
	確保方策	262 人日	239 人日	229 人日	214 人日	205 人日
病児保育事業、子育て援 助活動支援事業	量の見込み	14 人日	13 人日	11 人日	10 人日	9 人日
	確保方策	—	—	—	—	—
ファミリー・サポート・ センター事業	量の見込み	912 人日	865 人日	768 人日	702 人日	646 人日
	確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
利用者支援 事業	量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
妊婦健康 診査事業	量の見込み	560 人	546 人	532 人	518 人	518 人
	確保方策	560 人	546 人	532 人	518 人	518 人
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	40 人	39 人	38 人	37 人	37 人
	確保方策	40 人	39 人	38 人	37 人	37 人
養育支援 訪問事業等	量の見込み	41 人	37 人	36 人	33 人	32 人
	確保方策	41 人	37 人	36 人	33 人	32 人
妊婦等包括 相談支援事業	量の見込み	120 回	117 回	114 回	111 回	111 回
	確保方策	120 回	117 回	114 回	111 回	111 回
乳児等通園支 援事業（こど も誰でも通園 制度）	量の見込み	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
	確保方策	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
産後ケア事業	量の見込み	3 人年	3 人年	3 人年	3 人年	3 人年
	確保方策	3 人年	3 人年	3 人年	3 人年	3 人年